

# 石川県公報

令和2年5月26日

第13308号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示			
○歳入の収納事務の委託	(消防保安課)	1	○入札公告 (警察本部) 3
公告			土木部(水道用水供給事業)
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	1	○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正について 6
○大規模小売店舗の廃止の届出の公告	(同)	2	公安委員会
○土地改良区の定款変更認可公告	(農業基盤課)	3	○石川県公安委員会が行う交通の規則の一部改正 7
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告	(都市計画課)	3	

## 告示

### 石川県告示第171号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

令和2年5月26日

石川県知事 谷本正憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
高圧ガス製造保安責任者免状交付手数料、高圧ガス製造保安責任者免状再交付手数料、高圧ガス販売主任者免状交付手数料、高圧ガス販売主任者免状再交付手数料、液化石油ガス設備士免状交付手数料、液化石油ガス設備士免状再交付手数料及び液化石油ガス設備士免状書換え手数料の収納事務	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	高圧ガス保安協会	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 公告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和2年5月26日

石川県知事 谷本正憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
金沢フォーラス  
金沢市堀川新町52番外

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) J R 西日本不動産開発株式会社  
代表取締役 柴田 信  
大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号  
(変更後) J R 西日本不動産開発株式会社  
代表取締役 國廣 敏彦  
大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ヌーヴ・エイ  
代表取締役 阿部 了  
東京都渋谷区神泉町8番16号  
ほか22社  
(変更後) 株式会社ヌーヴ・エイ  
代表取締役 松崎 充広  
東京都渋谷区神泉町8番16号  
ほか21社

## 3 変更の年月日

- (1) 令和元年6月19日  
(2) 令和元年6月27日 他

## 4 変更する理由

- (1) 代表者の変更のため  
(2) 小売業者等の変更のため

## 5 届出年月日

令和2年4月21日

## 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市商工業振興課

## 7 届出等の縦覧期間

令和2年5月26日から同年9月26日まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和2年9月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

## 大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を廃止する旨の届出があった。

令和2年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

どんたく西金沢店

金沢市西金沢3丁目196番地の1

## 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,535平方メートル

## 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

## 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和2年3月26日

5 変更する理由

当該店舗について、令和2年3月25日の営業をもって営業を終了し、直ちに閉鎖したため

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
安原地区土地改良区	令和2年5月18日
大崎土地改良区	〃
内灘町土地改良区	〃
中島用水土地改良区	〃
能美市土地改良区	〃
牧土地改良区	〃
手取川宮竹用水土地改良区	〃
吉原土地改良区	〃
手取川七ヶ用水土地改良区	〃

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 組合の名称

七尾市万行地区土地区画整理組合

2 事務所の所在地

七尾市万行町34部25番地1

3 設立認可の年月日

平成8年3月5日

4 変更認可の年月日

令和2年5月19日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和2年度ストレスチェック事業委託

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年2月28日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全

てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和2年6月8日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

### 4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和2年6月9日(火)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び入札参加資格確認申請書の提出場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和2年6月10日(水)正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和2年6月10日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

### 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

### 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及びその他入札説明書に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 購入件名

保管場所標章

#### (2) 納入予定数量

82,000セット

#### (3) 仕様・構造

入札説明書による。

#### (4) 納入期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

#### (5) 納入場所

石川県警察本部が指定する場所

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和2年6月15日（月）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) この公告に示した調達予定物品を確実に納入できる能力を有する者であること。

(2) 警視庁又は道府県警察本部と同種物品の納入に係る契約を締結した実績を有する者であること。

### 4 入札参加資格確認結果の通知

確認結果の通知は、令和2年6月16日（火）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び入札参加資格確認申請書の提出場所、仕様書の交付場所及び問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和2年6月17日(水)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和2年6月17日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の物件の1セット当たりの単価額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、入札説明書その他の関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及びその他入札説明書に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

土木部(水道用水供給事業)

石川県企業管理規程第3号

石川県企業職員の給与に関する規程(昭和42年石川県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条の2第1項の表中

本庁				課長補佐
手取川水道事務所				担当課長

を

本庁	主事	技師		
手取川水道事務所	主事 技師	技師		

に改め、同表共通の項を削

る。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の石川県企業職員の給与に関する規程は、令和2年4月1日から適用する。

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第55号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月26日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2（一方通行の指定）大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

88	県道水田丸黒瀬線	加賀市山代温泉山背台1丁目14番地先から加賀市山代温泉山背台1丁目95番地	約120メートル	終日	車両	山代小学校西口交差点方向から山代中橋交差点に至る方向
----	----------	---------------------------------------	----------	----	----	----------------------------

別表第4（指定方向外進行禁止）大聖寺警察署管内の表106の項を次のように改める。

106	削	除
-----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）能美警察署管内の表197の項及び198の項を次のように改める。

197	削	除
198	削	除

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表145の項を次のように改める。

145	主要地方道松任字ノ気線	白山市布市一丁目132番地先	布市方向から徳丸方向への右折	車両	7:30から9:00まで (日曜日、休日を除く。)
-----	-------------	----------------	----------------	----	------------------------------

別表第4（指定方向外進行禁止）羽咋警察署管内の表68の項を次のように改める。

68	削	除
----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）珠洲警察署管内の表15の項及び16の項を次のように改める。

15	削	除
16	削	除

別表第6（車両の通行禁止）能美警察署管内の表38の項を次のように改める。

38	削	除
----	---	---

別表第11（最高速度の指定）能美警察署管内の表87の項及び125の項を次のように改める。

87	削	除				
125	市道高堂寺井線 寺井南9号線、 寺井南15号線、 寺井南16号線	小松市高堂町ハ8番地先から能美市 寺井町た46番地先まで	約850 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。）

別表第13（車両通行帯）白山警察署管内の表46の項を次のように改める。

46	国道157号	白山市乾町176番地1先から白山市乾町153番地1先まで（白山市鶴来方向から乾東交差点に至る方向）	4本	約110メートル
----	--------	---	----	----------

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）白山警察署管内の表11の項を次のように改める。

11	国道157号	白山市乾町153番地1先から白山市乾町152番地2先まで（白山市鶴来方向から乾東交差点に至る方向）	約60メートル	4本	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は直進及び左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目、4番目の車両通行帯は右折とする
----	--------	---	---------	----	----	--

別表第18（駐車禁止）能美警察署管内の表7の項及び35の項を次のように改める。

7	市道寺井南15号線、寺井南9号線、寺井南16号線	能美市寺井町レ113番地先から能美市寺井町た46番地先まで	約430メートル	終日	車両
35	削 除				